



建設工事現場での警備員の死亡災害が多発しています。

バックしてきた工事用トラックにひかれる（令和8年7月発生）



2 t 平ボディトラックが、作業を終了し資材ヤードに向かうため、管理用道路を後退していたところ、管理用道路の出入口付近で交通誘導を行っていた警備員がひかれ死亡。

図の出典：厚生労働省「職場のあんぜんサイト」

☑ 災害防止対策

- 1 現場内でのトラックの移動を伴う作業は、作業手順に従って作業が進められるように、作業指揮者を指名すること。
- 2 現場内でのトラックの移動および荷の積み卸しに際しては、一定の合図を定め、誘導者にその合図を行わせること。
- 3 元方事業者は、下請事業者が行う作業の連絡および調整を行うこと、店社安全衛生管理者を選任し、作業現場の巡視などにより統括安全衛生管理の指導援助を行うこと。
- 4 元方事業者は新規入場者教育を実施し、統括安全衛生管理を徹底すること。
- 5 現場責任者などに対して、現場における統括安全衛生管理の進め方などについて教育を実施すること。



大田原労働基準監督署

建設工事現場で交通誘導中に熱中症を発症し帰宅途中で死亡 (令和8年7月発生)



図の出典：厚生労働省「職場のあんぜんサイト」

交通誘導業務を、労働者2名で行っていたところ、1名が体調を崩したため、車内で休ませていたが、体調が回復しなかったため、もう1名の労働者が、車にて、自宅まで送り届けたところ、車内で労働者の意識がなくなったことから、救急要請を行い、病院へ搬送されたものの、死亡が確認されたものの。

☑ 災害防止対策

- 1 気温条件、作業内容、労働者の健康状態等を考慮して、作業休止時間や休憩時間を確保すること。
- 2 作業場所にスポーツドリンクを備え付ける等水分や塩分が容易に補給できるようにすること。
- 3 服装は、熱を吸収、保熱しやすい服装は避け、吸湿性、通気性の良いものとし、通気性の良い帽子等を着用させること。
- 4 健康診断等の結果に基づき、適切な健康管理、適正配置等を行い、睡眠時間、栄養指導等日常の健康管理について指導を行うこと。
- 5 炎天下での作業に就く者に対して、熱中症の症状、熱中症の予防方法、緊急時の救急措置、熱中症の事例などについての教育を実施すること。
- 6 病院、診療所等の所在地、連絡先を把握するなど緊急連絡網をあらかじめ作成し、関係者に周知すること。また、少しでも熱中症の症状が見られた場合は、救急措置として涼しいところで身体を冷し、水分および塩分の補給を行い、必要に応じ医師の手当を受けさせること。

